

交通安全活動推進センターに対する委託業務の実施及び事務処理要領について

昭和62年4月1日
例規(交規)第10号
警察本部長

〔沿革〕	昭和63年3月例規(交規)第6号	平成元年3月例規(交規)第2号
	平成2年4月例規(交規)第14号	平成3年6月例規(警)第20号
	平成5年3月例規(警)第3号	平成6年3月例規(警)第4号
	平成7年3月例規(警)第13号	平成10年3月例規(警)第11号
	平成11年3月例規(警)第12号	平成14年4月例規(交規)第43号
	平成17年12月例規(警)第47号	平成18年3月例規(警)第10号

みだしの要領を次のとおり定め、昭和62年4月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

第1 制定の趣旨

この要領は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の31第2項第7号及び第8号の規定により、千葉県交通安全活動推進センター(以下「センター」という。)が行う委託業務及び事務処理について必要な事項を定め、もつてセンターの適正、かつ、効果的な運用を図ることを目的とする。

第2 委託業務

1 委託業務の種類

(1) 道路使用許可の判断要素の調査

法第77条第1項に掲げる行為に係る道路使用許可の申請のあつたもののうち、幹線道路(国道・県道等)の道路幅員の2分の1以上を規制する必要があるもの、又は著しく交通の障害の発生が予想されるもの及び調査場所を管轄する警察署長(以下「署長」という。)が特に必要と認めたものとする。

(2) 道路使用許可事項及び条件履行状況の調査及び確認

法第77条第1項に掲げる行為に係る道路使用許可のうち、次のいずれかに該当するものとする。

ア 幹線道路(国道・県道等)で行われるもの

イ 道路の使用期間が1か月以上のもの

ウ その他交通状況、行為の規模や内容により、署長が特に必要と認めたもの

(3) 道路使用許可後の原状回復状況の調査及び確認

(2)に同じとする。

(4) 違法工作物等の状況調査

法第81条第1項第1号、第2号及び第3号並びに第82条第1項に掲げる工作物等で署長が必要と認めたもの

2 委託地域

別表のとおりとする。

第3 調査確認事項

署長から委託を受けたセンターは、調査業務に従事する者(以下「調査員」という。)を現地に派遣し、必要により道路使用許可証に記載された現場責任者、工作物等の所有者又はこれらに代わる者の立会いを求めて、次に掲げる事項につき調査又は確認を行うものとする。

1 道路使用許可の判断要素

(1) 同時期における近隣の道路使用予定の調査及び先行占有物件の調査

(2) 道路の状況

(3) 交通の状況

(4) 交通規制の状況

(5) その他周辺の交通に及ぼす影響等

2 道路使用許可事項及び条件の履行状況

- (1) 当該許可の場所又は区間の遵守状況(道路使用範囲)
- (2) 当該許可に係る期間及び時間の遵守状況
- (3) 歩行者又は車両を安全、かつ、円滑に誘導するための措置状況
- (4) 路面の覆工、埋め戻し及び清掃状況
- (5) 現場責任体制
- (6) その他当該許可条件の遵守状況

3 道路使用許可後の原状回復状況

- (1) 路面の回復状況
- (2) 道路標識、標示及び信号機の回復状況
- (3) 資器材の撤去状況
- (4) 当該許可の条件又は指導事項についての遵守状況
- (5) その他交通上の危険回復状況

4 違法工作物等の状況

- (1) 工作物の種類及び場所
- (2) 交通に及ぼす障害、影響等
- (3) その他参考事項

第4 委託の方法等

- 1 署長は、第2の1に該当するものについて、センターに調査を委託するときは別記様式第1の「調査委託書」により、道路使用許可申請書の内容、許可条件等調査に必要な資料を添付して行うものとする。
- 2 センターは、調査委託書の内容を確認し、別記様式第2の「調査受託簿」に必要事項を記載した後、担当調査員を指定するものとする。

第5 報告

- 1 センターは、調査又は確認した結果を業務の種別ごとにそれぞれ別記様式第3、第4、第5及び第6の「調査結果報告書」により、調査受託後おおむね5日以内(道路使用許可判断要素の調査結果報告については、おおむね3日以内)に署長に報告するものとする。ただし、交通の安全と円滑に支障が生ずる等交通上特に急を要する場合には、直ちに電話等により報告するものとする。
- 2 署長は、必要があると認めたときは、センターに委託業務の実施状況を報告させるものとする。
- 3 署長は、センターの報告内容に疑義のあるときは、再調査を命じるものとする。
- 4 署長は、委託業務の実施状況を別記様式第7の「委託業務報告書」により、また、センターは、別記様式第7 2の「受託業務実施状況報告書」により、1月分を翌月の5日までに交通規制課長(以下「課長」という。)に報告するものとする。

第6 簿冊の備え付け

署長は、第2の1の(1)、(2)及び(3)については別記様式第8の「調査委託処理簿(甲)」、同(4)については別記様式第8 2の「調査委託処理簿(乙)」によりそれぞれ委託及び報告受理状況を明らかにするものとする。

第7 調査員の選任及び解任手続

センターは、委託業務を実施するため必要とする調査員を選任し、又は解任したときは、その都度別記様式第9の「受託業務関係調査員選任(解任)届」により課長に通知するものとする。

第8 運用上の留意事項

署長は、委託業務の効果的な運用を図るため、センターと緊密な連携を保持し、調査業務に必要な情報を提供するなど調査員の活動が効果的に推進されるよう努めること。

別表(第2の2)

委託地域は、委託契約に基づく次の警察署管轄区域内とする。

千葉中央警察署 千葉東警察署 千葉西警察署 千葉南警察署 千葉北警察署 習志野警察署 八千代警察署 船橋警察署 船橋東警察署 鎌ヶ谷警察署 市川警察署 行徳警察署 浦安警察署 松戸警察署 松戸東警察署 野田警察署 柏警察署 流山警察署 我孫子警察署 佐倉警察署 四

街道警察署 成田警察署 印西警察署 香取警察署 銚子警察署 旭警察署 匝瑳警察署 山武警察署
東金警察署 茂原警察署 いすみ警察署 勝浦警察署 市原警察署 木更津警察署 君津警察署
富津警察署 館山警察署 鴨川警察署

「以下様式省略」